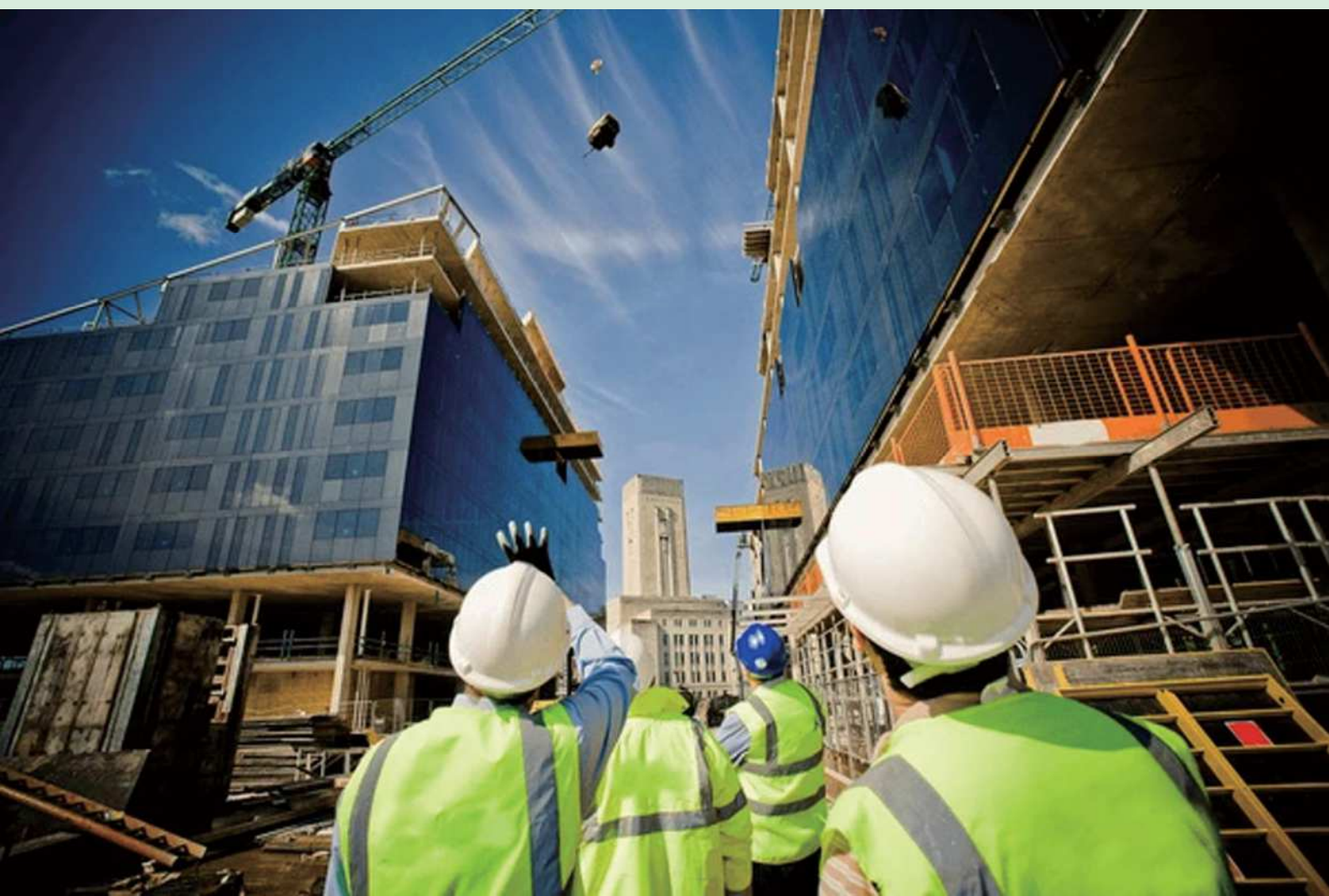


持続可能な建設投資に向けて

～第三次・担い手3法～



神奈川県魅力ある建設事業推進協議会

(神奈川県/横浜市/川崎市/相模原市含む51団体)

関東地方整備局

第三次

守って
欲しいこと

担い手3法のポイント

発注者/受注者の双方に責務



契約前

1. 低見積の禁止

- 受注者による原価割れ見積の禁止
- 発注者による原価割れでの見積修正依頼の禁止

2. 工期等に影響する情報の通知

- 主要な資材の供給減少や価格高騰等のおそれについて通知



契約時

1. 原価割れ契約の禁止

2. 工期ダンピング対策を強化

- 著しく短い工期での契約を受注者にも禁止



契約後

契約変更の誠実履行

- 資材価格の高騰時等に受発注者間で
工期や請負代金の変更を誠実に協議



令和6年6月 法改正～令和7年12月までに段階的に順次施行

※「受注者からのリスク通知」「注文者による誠実協議努力義務」はR6.12施行済
※「標準労務費確保(下請最下層でも担保)」はR7.12施行予定

詳細は
こちらから

